

鋸南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

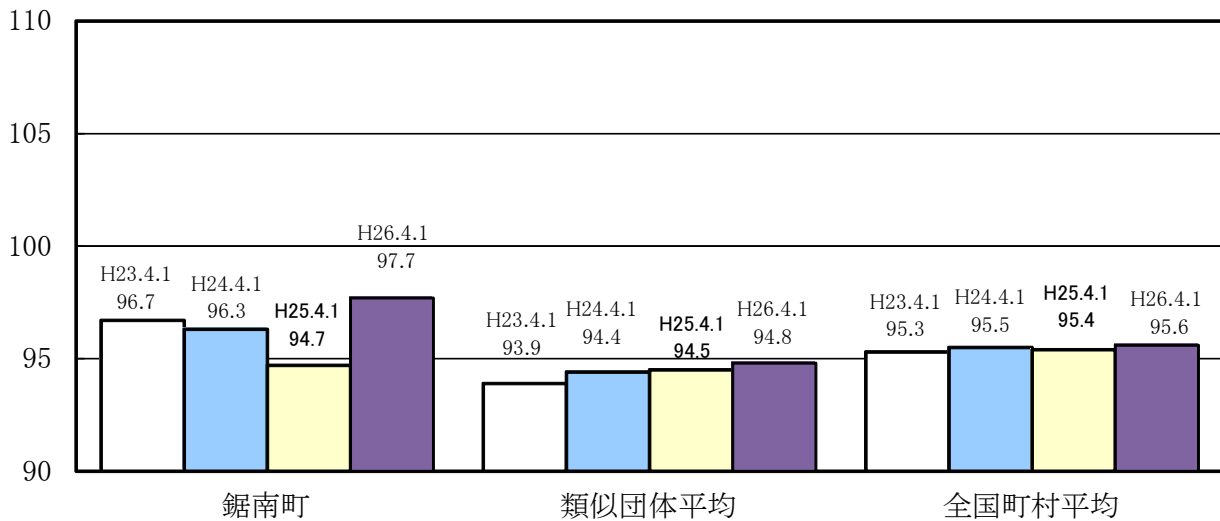
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)24年度の 人件費率
25年度	人 8,744	千円 4,467,440	千円 189,055	千円 760,134	% 17.0	% 19.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 88	千円 285,912	千円 28,386	千円 103,738	千円 418,036	千円 4,750	千円 5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①3年前と26年度では、給料の削減率が違うため。
 *一般職 削減率3%⇒1% *管理職 削減率4%⇒2%

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 ~~未実施~~]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

制度なし(支給なし)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

鋸南町では、特別職及び職員の給与等の減額を実施しています

（平成26年4月1日現在）

区分	減額措置	内 容	実施期間
一般職	給料月額	一般職 3%減額	H19.1.1～H25.6.30
		管理職 4%減額	
		一般職・管理職 平均7.8%減額	H25.7.1～H26.3.31
		一般職 1%減額	H26.4.1～H27.3.31
	管理職 2%減額		
	管理職手当	管理職 50%減額	H12.4.1～H26.3.31
役職加算	対象職員 3～5%減額		
特別職	給料月額	町長 30%減額	H17.4.1～H27.3.31
		副町長、教育長 20%減額	
	報酬月額	議長、副議長、議員 10%減額	H19.6.1～H26.3.31
		議長、副議長、議員 5%減額	H26.4.1～H27.3.31
	役職加算	町長、副町長、教育長 支給なし	H12.4.1～H26.3.31
期末手当	町長、副町長、教育長 1.4月分の減		

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鋸南町	43.1歳	315,696円	340,621円	330,513円
千葉県	42.8歳	333,944円	424,045円	381,714円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.6歳	310,381円	354,449円	336,306円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当を除いたもの）で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		鋸 南 町	千 葉 県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200円	178,800円	172,200円
	高 校 卒	146,200円	144,500円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

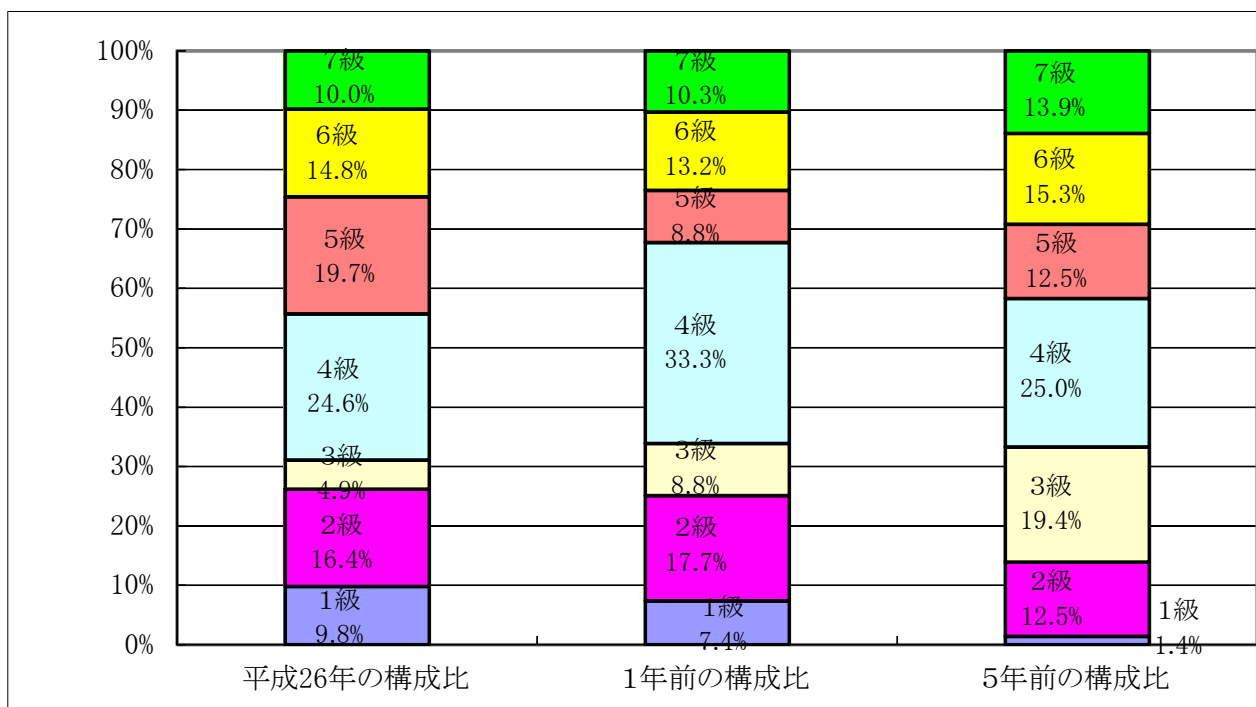
区 分		経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10～14年	15～19年	20～24年	20～24年
一般行政職	大 学 卒	268,950円	302,841円	377,091円	392,988円
	高 校 卒	232,254円	— 円	317,378円	379,071円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	6人	9.8%	137,200円	243,700円
2級	主事	10人	16.4%	187,800円	307,800円
3級	主任主事	3人	4.9%	224,600円	356,300円
4級	副主査	15人	24.6%	261,900円	393,300円
5級	主査	12人	19.7%	289,200円	413,600円
6級	室長	9人	14.8%	320,600円	427,800円
7級	課長・室長	6人	9.8%	366,200円	465,200円

- (注) 1 鋸南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成26年4月1日における定期昇給においては、1年間の全期間を通して勤務した職員については、一律昇給（標準4号給、55歳以上は1号給）を実施。

※期間中、療養休暇等の期間があった職員については、下位区分（0～3号給）に決定した。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鋸 南 町	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,333千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,539千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15・20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の反映は実施していません。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

鋸 南 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給制度なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 21,835千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
支給対象外	— %	— 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

※平成22年度より制度を廃止している。

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		4,250 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		849,988円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		7.1 %	
手当の種類（手当数）		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
往診手当	医師	診療のため往診したとき	診療点数の70%以内
手術手当	医師	手術をしたとき	診療点数の50%以内
医務手当	医師	診療を本務とする職員	病院長 1月 500,000円以内 医師 1月 450,000円以内
研究手当	医師	医学に関し、知識、技術の向上を図る手当	病院長 1月 200,000円以内 医師 1月 150,000円以内
看護手当	看護師・准看護師	看護師等が夜間看護に従事したとき	1回 3,000円
看護業務手当	看護師長代理・主任看護師等	師長代理・主任看護師が一般病棟、外来に従事するとき	師長代理 1月 5,000円 主任看護師等 1月 2,000円
待機手当	訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所に勤務する職員	訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所に勤務する職員で利用者からの緊急連絡に対処するため、夜間・休日に待機したとき	平日 1回 1,000円 休日 1回 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	4,673 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	67 千円
支給実績（24年度決算）	2,484 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	28 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 1人 6,000円 ○16～22歳までの子の加算 1人 5,000円	同		6,281千円	206,499円
住居手当	○借家[家賃12,000円超の場合] 家賃に応じて27,000円を限度に 支給 ○自宅 制度廃止 [経過措置あり:1,500円]	同		1,647千円	329,400円
通勤手当	○交通機関利用者 6ヵ月定期券代を全額 支給(上限なし) ○自動車等利用者 距離に応じて1,000円～ 22,280円を支給	異	○交通機関利用者 1ヵ月55,000円限度 ○自動車等利用者 距離区分相違により 支給額が異なる	3,175千円	63,498円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,200円	同		2,957千円	60,037円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、給料額の5%・2.5%を支給(時間外勤務手当、夜間勤務手当を支給しない)	異	支給区分と支給額の相違	6,422千円	356,802円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給職員が緊急により休日等に勤務した場合 8,000円～15,000円を支給	異	支給区分と支給額の相違	390千円	48,750円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日午前5時まで勤務した職員に対し、1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同		— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	553,000 円 (790,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円 / 350,000円	
	副 市 区 町 村 長	512,800 円 (641,000 円)	675,000円 / 360,000円	
報 酬	議 長	256,500 円 (285,000 円)	360,000円 / 205,000円	
	副 議 長	207,000 円 (230,000 円)	320,000円 / 164,900円	
	議 員	189,000 円 (210,000 円)	300,000円 / 145,500円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長	(25年度支給割合) 2.60 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.60 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	790,000円×在職月数×0.35	13,272,000円	任期毎
		641,000円×在職月数×0.25	7,692,000円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

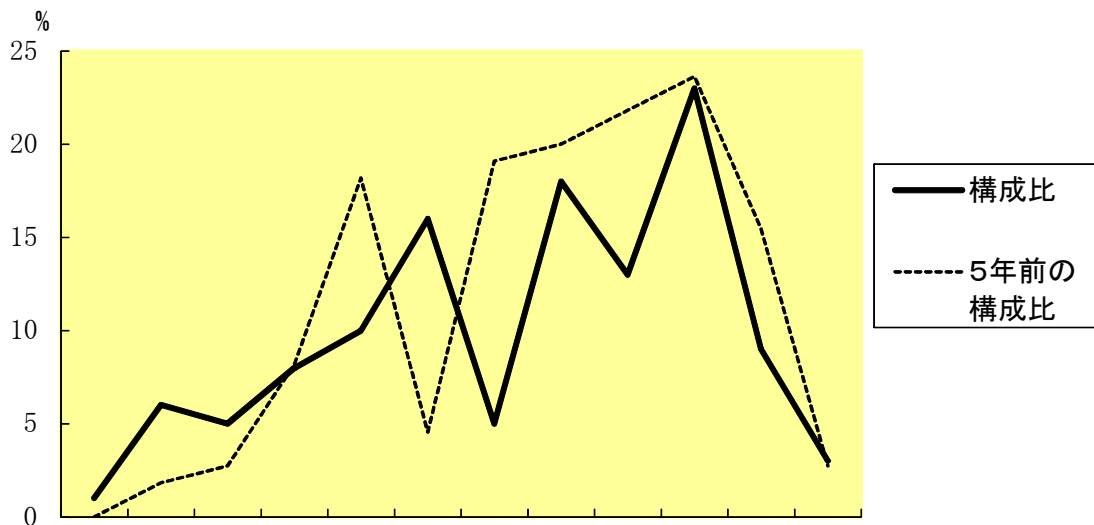
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	15	16	1	人事異動による増
		税 務	7	7		
		民 生	17	17		
		衛 生	12	13	1	人事異動による増
		農 林 水 産	4	5	1	人事異動による増
		商 工	5	4	△1	人事異動による減
	土 木	6	6			
		計	68	70	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.05人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.04人)
		教育部門	20	19		
		小 計	88	89		<参考> 人口1万人当たり職員数 101.78人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.28人)
公 営 企 業 計 等 部 門		病 院	0	0		
		水 道	7	7		
		そ の 他	5	5		
		小 計	12	12		
合 計			100 [120]	101 [120]		<参考> 人口1万人当たり職員数 115.51人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	-	2	5	6	14	18	5	5	18	13	13	1	100

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	72	69	68	69	68	70	△2(△2.8%)
教育	26	21	20	20	20	19	△7(△26.9%)
消防	—	—	—	—	—	—	
普通会計計	98	90	88	89	88	89	△9(△9.2%)
公営企業等会計計	13	12	12	11	12	12	△1(△9.2%)
総合計	111	102	100	100	100	101	△10(△9.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。